

議第2号

安曇野都市計画下水道の変更について

令和4年(2022年)6月6日提出
長野県都市計画審議会長

4都第18号
令和4年(2022年)5月23日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

安曇野都市計画下水道の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

安曇野都市計画下水道の変更（長野県決定）

安曇野都市計画犀川安曇野流域下水道の「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

接続する下水道	備考
安曇野都市計画安曇野市公共下水道	

理 由

持続可能な下水道事業運営を目的に、社会情勢の変化等を勘案して下水道計画の見直しを行った結果、安曇野市単独公共下水道明科処理区域を犀川安曇野流域下水道の排水区域に位置付けるものである。

変更理由書

犀川安曇野流域下水道は、安曇野地域の水環境保全及び生活環境整備を目的として、松本市梓川処理区と安曇野市（明科処理区を除く）の2市を処理区域として平成9年から供用開始している。

供用開始から24年が経過しており各種設備の老朽化により維持修繕費や更新費が年々増加することが見込まれるが、将来的には人口減少による収入減少が見込まれ持続的な運営が確保されるよう計画的に維持管理していくことが必要になっている。

安曇野市では、持続可能な下水道事業運営の推進を目的として、令和元年度に下水道計画の見直しに取組み、将来的な計画処理人口や汚水量等の予測や既存下水道施設の機能状況、地域特性、経済性等を勘案して検討した結果、単独公共下水道である明科処理区を流域下水道に接続することが最適であると結論付けた。

県では、安曇野市の検討結果を受け、既存施設の能力で汚水処理が可能であり新規施設の建設による費用は発生しないこと、また、排水区域の拡大により処理汚水量を確保でき、安定した収入が見込まれることから、流域下水道事業としても持続可能な下水道事業運営につながるため、明科処理区の流域下水道への接続は最適であると判断した。

このため、今回の計画により、安曇野市と県の双方の下水道事業が持続可能なものとなるよう、単独公共下水道明科処理区域を当該流域下水道の排水区域に位置付けるものである。

新 旧 対 照 表

1. 下水道の名称 新

犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）

旧

犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）

2. 排水区域 新

接続する下水道	備考
安曇野都市計画安曇野市公共下水道	—

接続する下水道	備考
安曇野都市計画安曇野市公共下水道	明科処理区を除く

3. 下水管渠 新

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
豊科梓川幹線	安曇野市豊科田沢	安曇野市豊科	
穂高第1幹線	安曇野市豊科田沢	安曇野市穂高有明	
放 流 渠	安曇野市豊科田沢	安曇野市豊科田沢	

旧

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
豊科梓川幹線	安曇野市豊科田沢	安曇野市豊科	
穂高第1幹線	安曇野市豊科田沢	安曇野市穂高有明	
放 流 渠	安曇野市豊科田沢	安曇野市豊科田沢	

4. その他の施設 新

内 訳	位 置	備 考
穂高中継ポンプ場	安曇野市豊科南穂高	
有明中継ポンプ場	安曇野市穂高有明	
安曇野終末処理場	安曇野市豊科田沢	

旧

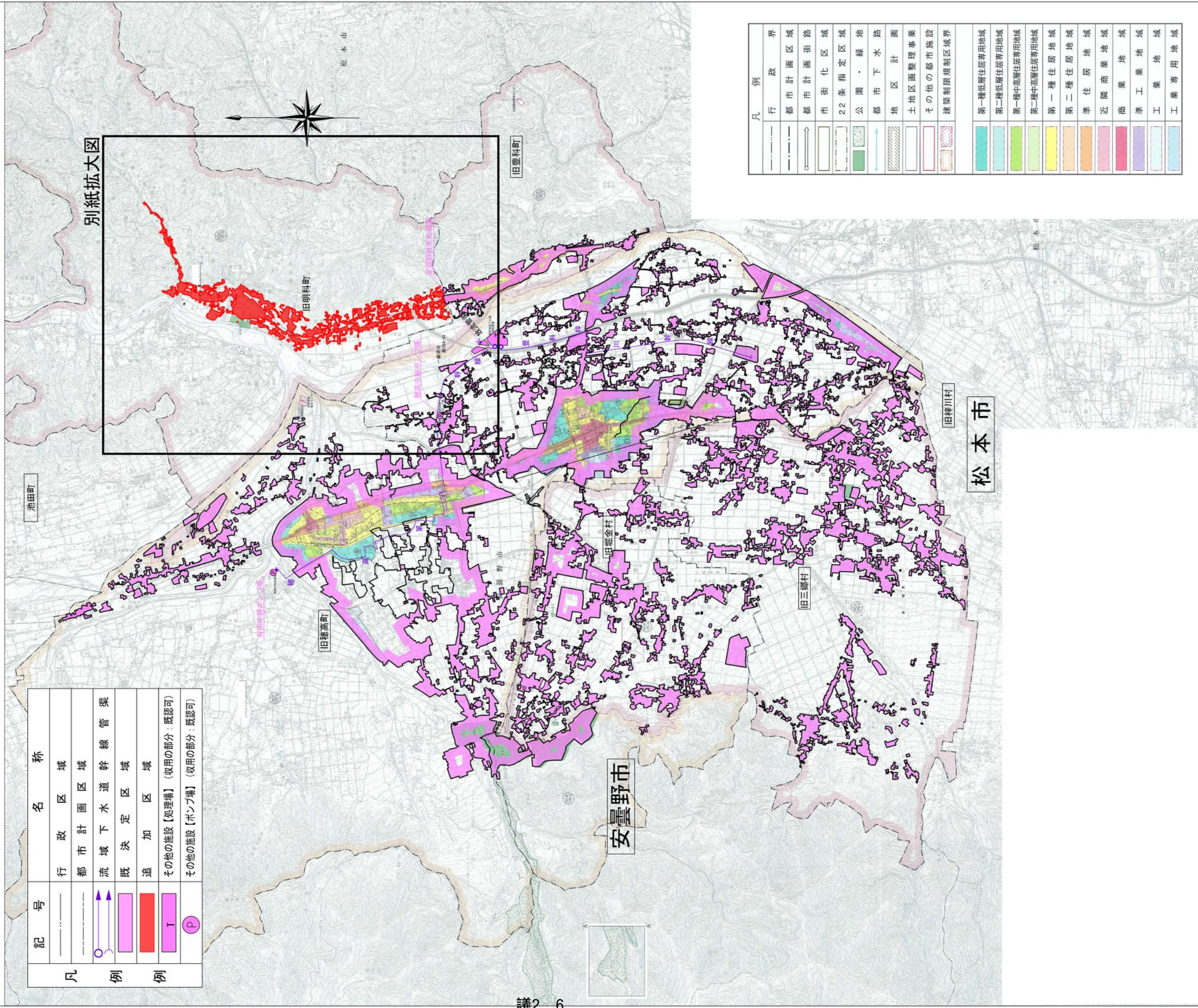
内 訳	位 置	備 考
穂高中継ポンプ場	安曇野市豊科南穂高	
有明中継ポンプ場	安曇野市穂高有明	
安曇野終末処理場	安曇野市豊科田沢	

都市計画の策定の経緯の概要
安曇野都市計画下水道の変更（長野県決定）

事 項	時 期	備 考
地元区への説明	令和2年11月19日（木） 令和2年12月18日（金）	明科地区区長会 徳治郎区
公聴会開催の公告	令和4年2月28日（月）	県報、市・県ホームページ掲載
素案の閲覧	令和4年3月1日（火）～ 3月25日（金）	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和4年3月26日（土）	
市町村への意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和4年4月12日（火）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和4年4月14日（木）	県報、市報、県ホームページ掲載
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和4年4月15日（金）～ 4月28日（木）	
市町村への意見聴取回答	令和4年5月11日（水）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和4年6月6日（月）	（以下予定）
都市計画決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和4年6月下旬	

安曇野都市計画下水道の変更（長野県決定）総括図〔流域下水道〕

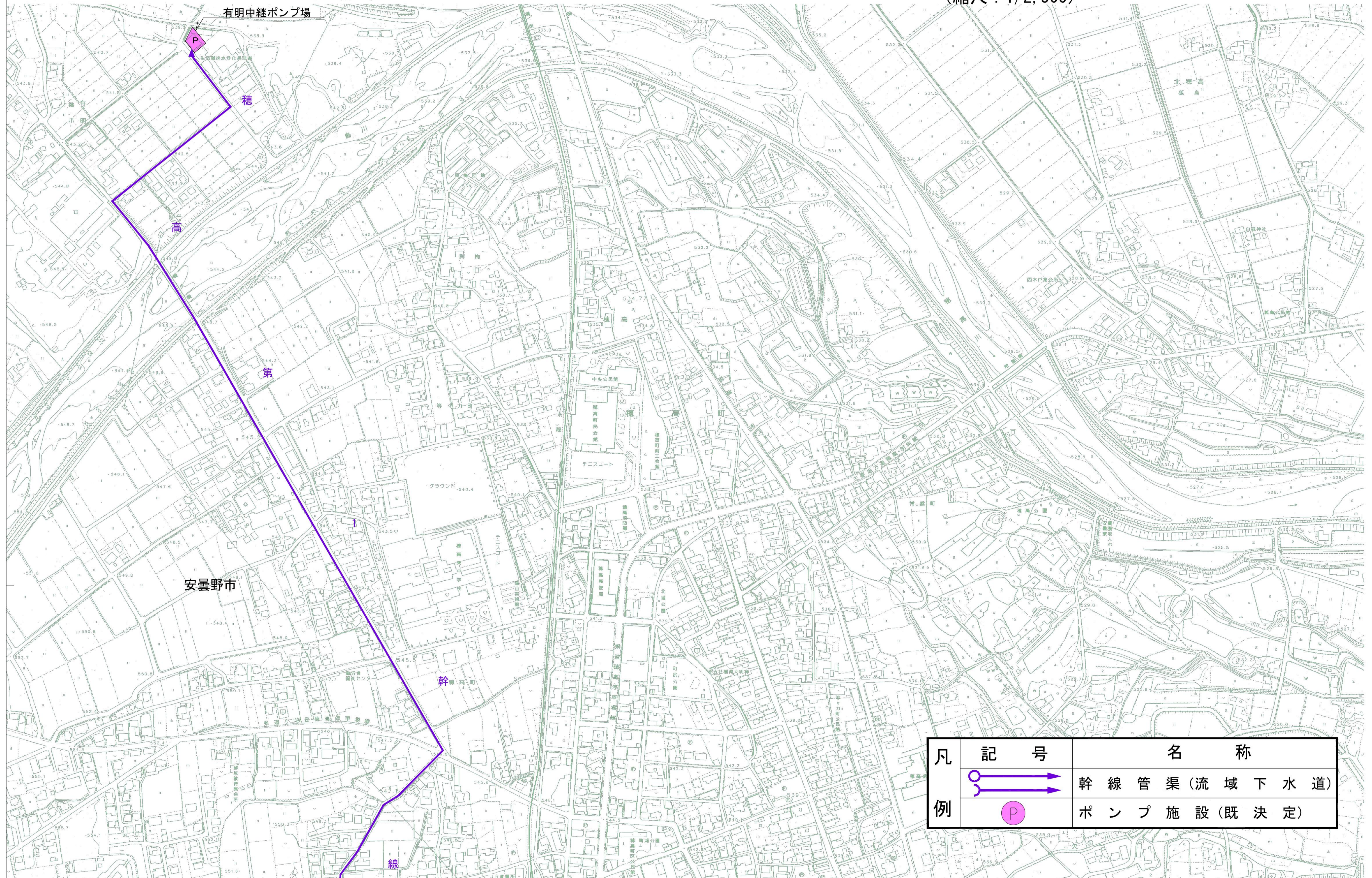
（縮尺：1/25,000）



凡例	記号	名称
	—	行政区域
	- - -	都市計画区域
	→	流域下水道幹線管渠
	■	既定区域
	■	追加区域
	■	その他の施設【処理場】（収用の部分：既認可）
	■	その他の施設【ポンプ場】（収用の部分：既認可）

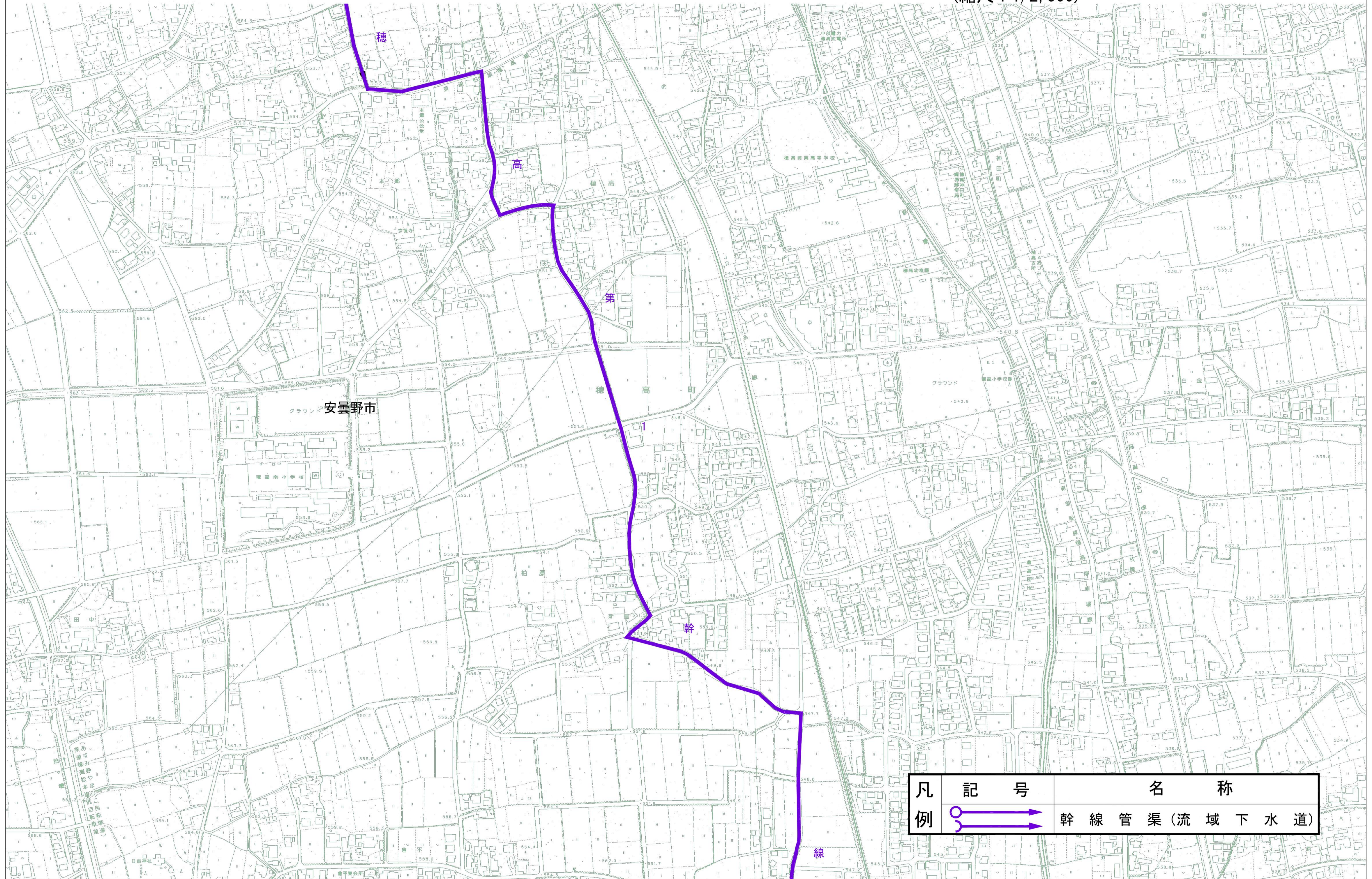
凡例	名称
—	行政境界
- - -	都市計画区域
→	都市計画街路
□	市街化区域
□	22条指定区域
□	公園・緑地
□	都市下水道
□	地区計画
□	土地区画整理事業
□	その他の都市施設
□	建築制限規制区域界
■	第一種低層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

(縮尺：1/2, 500)



凡	記号	名称
例		幹線管渠(流域下水道)
		ポンプ施設(既決定)

(縮尺：1/2,500)

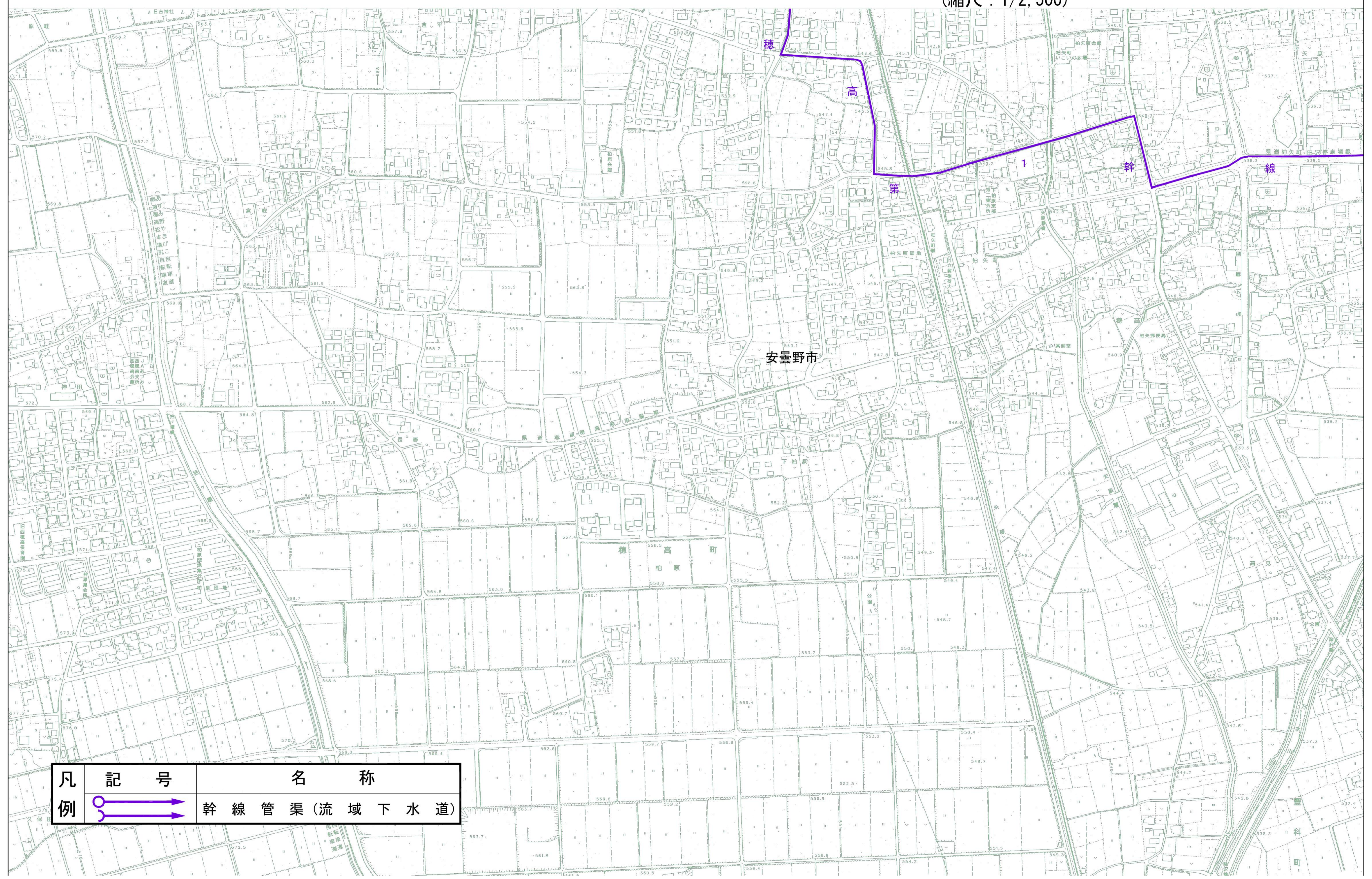


凡例	記号	名称
		幹線管渠(流域下水道)

安曇野都市計画下水道の変更（長野県決定） 計画図（3/8）[流域下水道]

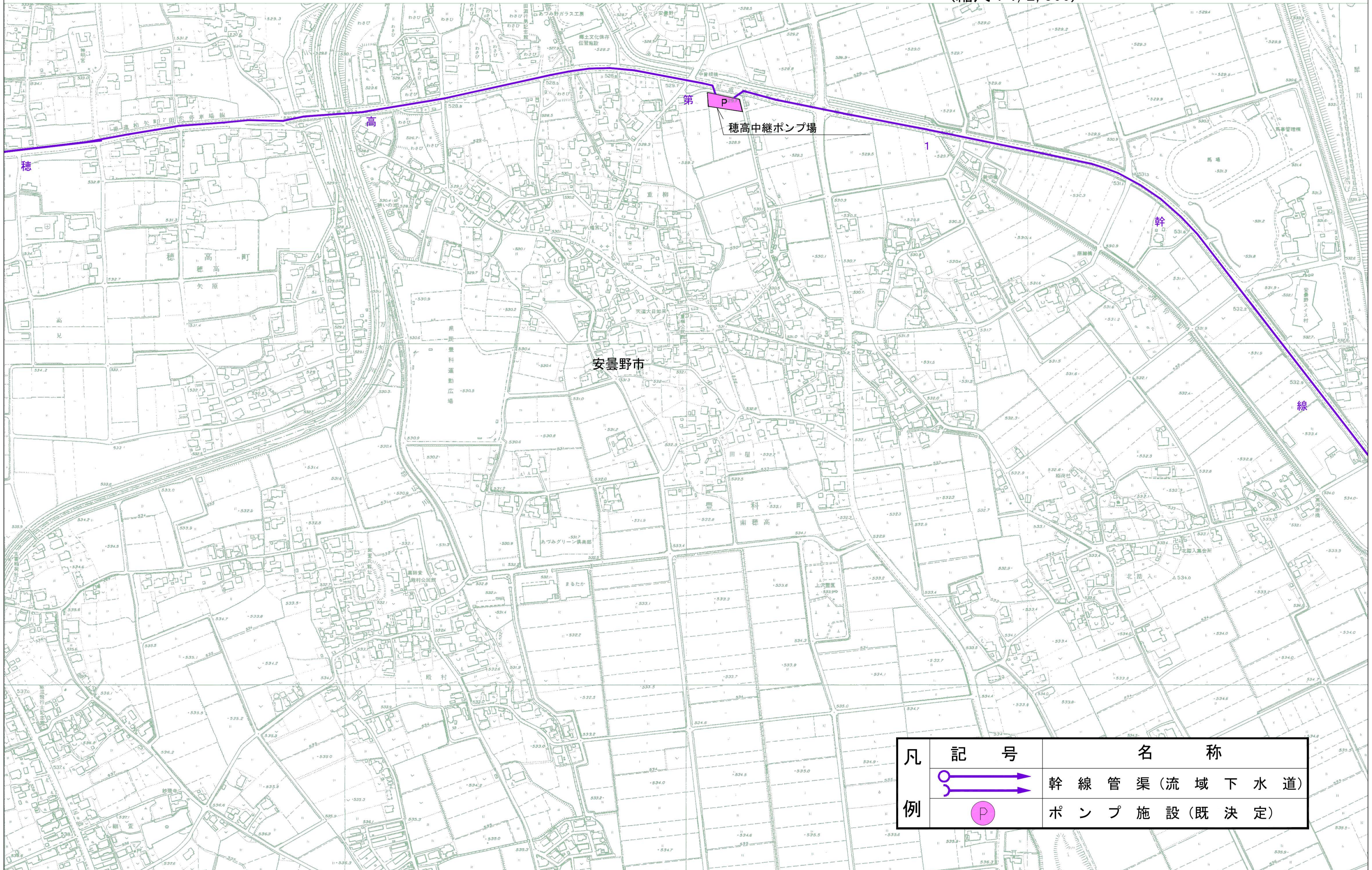
資料 2 - 2 - 3

(縮尺：1/2,500)



凡	記号	名称
例		幹線管渠(流域下水道)

(縮尺：1/2,500)

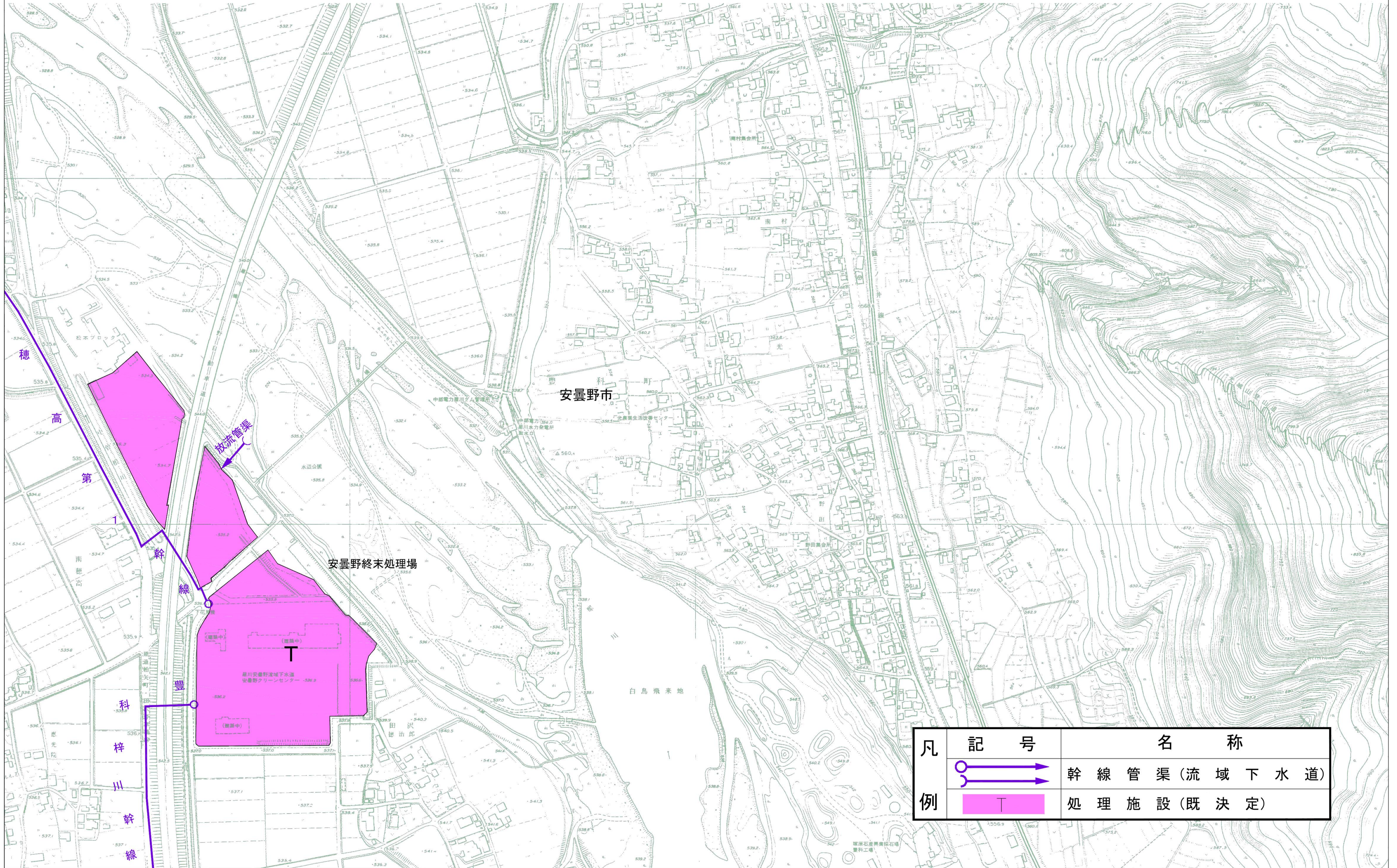


凡	記号	名称
例		幹線管渠(流域下水道)
		ポンプ施設(既決定)

安曇野都市計画下水道の変更（長野県決定） 計画図（5/8）[流域下水道]

資料 2 - 2 - 5

(縮尺：1/2,500)

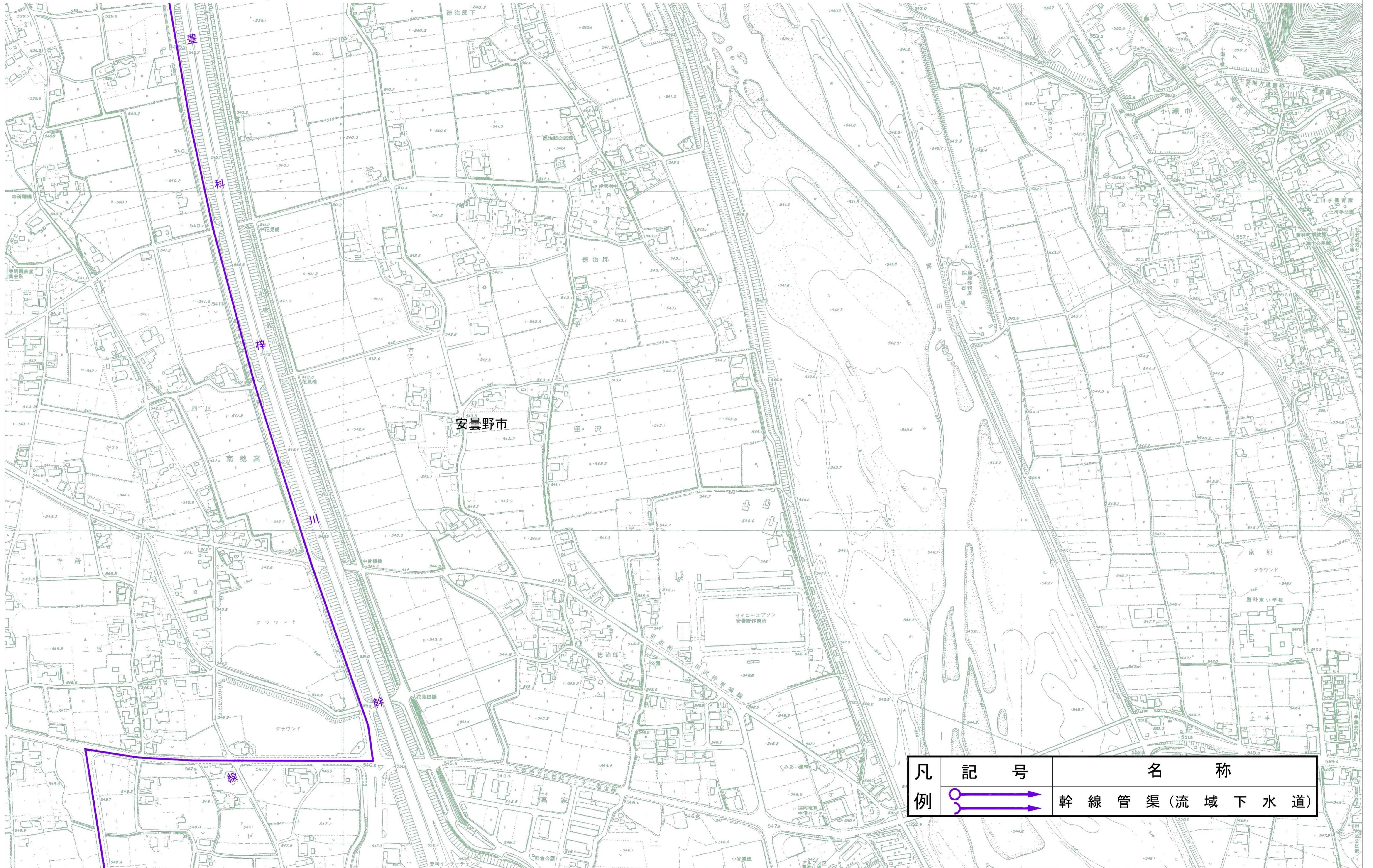


凡	記号	名称
例		幹線管渠(流域下水道)
		処理施設(既決定)

安曇野都市計画下水道の変更（長野県決定） 計画図（6/8）[流域下水道]

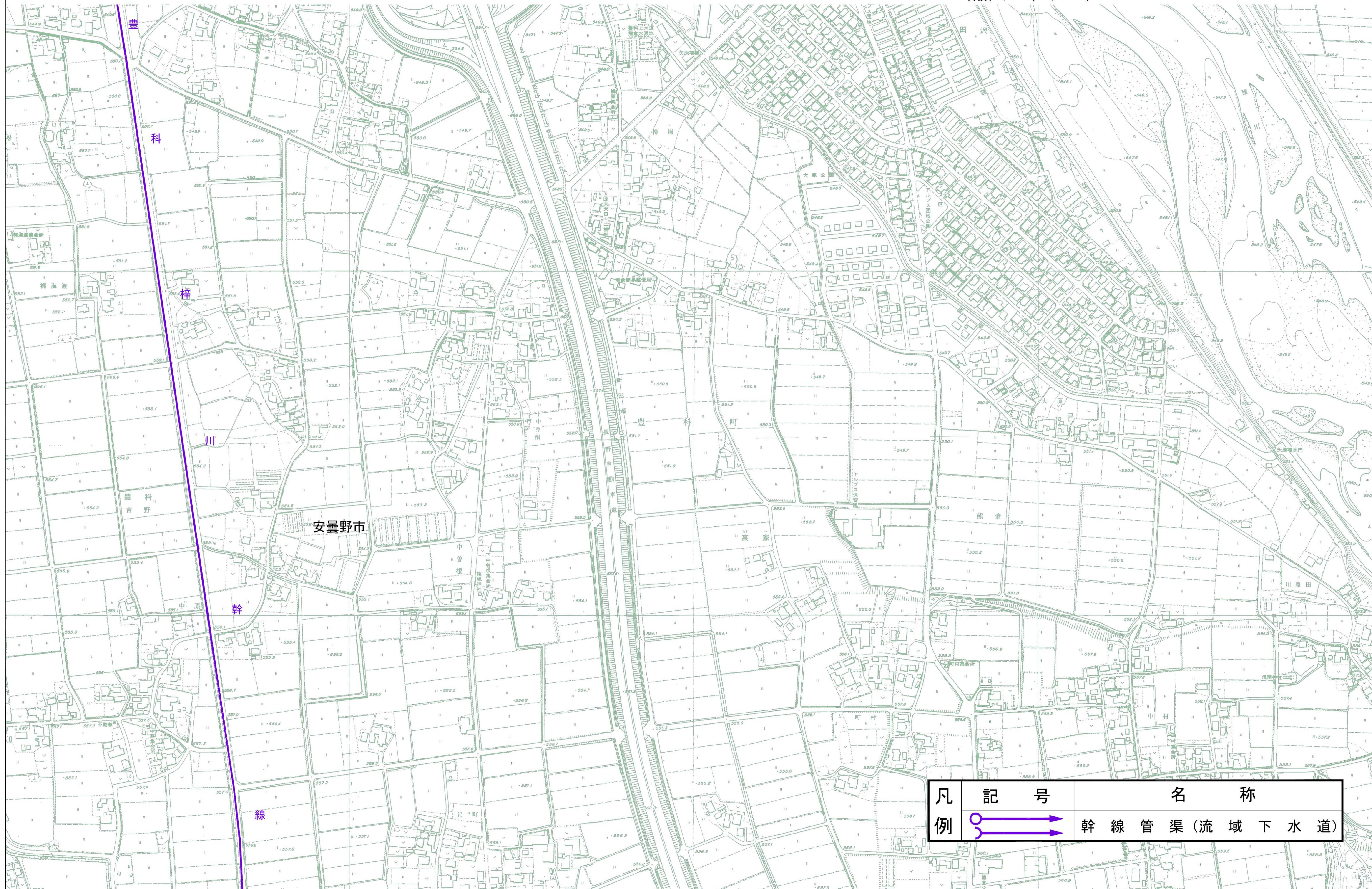
資料 2 - 2 - 6

(縮尺：1/2,500)



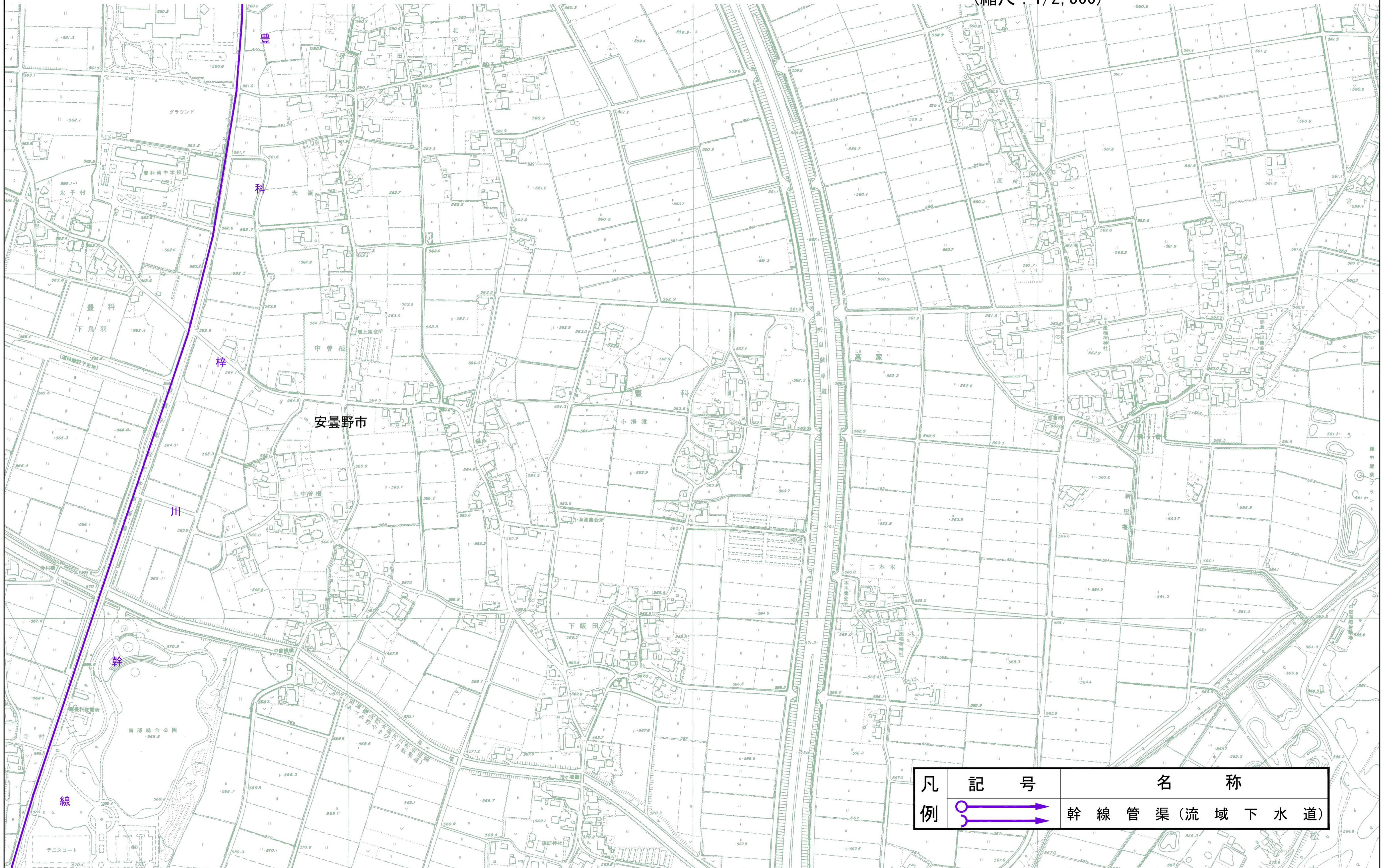
凡例	記号	名称
		幹線管渠(流域下水道)

(縮尺：1/2,500)



凡例	記号	名称
		幹線管渠(流域下水道)

（縮尺：1/2,500）



凡例	記号	名称
		幹線管渠(流域下水道)

安曇野都市計画犀川安曇野流域下水道の排水区域の変更

